

景品表示法に基づく措置命令に関するお知らせとお詫び

弊社は2018年1月12日、消費者庁より一部地域にて実施した新聞折り込みチラシの表示において、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

このような事態に至りましたことで、お客さまをはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けすることになりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

弊社は今回の措置命令を真摯に受け止め、お客さまをはじめとする関係者の皆様からの信頼とご期待にお応えすべく、広告表現の見直しや景品表示法に関する研修を継続実施し、法令遵守に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

[お客さまからのお問い合わせ先]

メガスポーツお客さま相談窓口専用フリーコール

0120-202-148

受付時間：平日9:00～17:00

[報道関係者からのお問い合わせ先]

株式会社メガスポーツ総務部：03-5644-3666

受付時間：平日9:00～17:00

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、弊社は、景品表示法第七条第一項の規定に基づく消費者庁の措置命令(平成三十年一月十二日付)に従い、一般消費者の皆様への誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、平成二十八年七月十四日から平成二十九年一月二十七日の期間、計七回(二十二地域にて配布した日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、「㊦」は当店平常価格ですと記載した上で、スポーツ用品及びアウトドア用品四十七商品について、「㊦」の記号を付した価額と実際の販売価格を併記することにより、あたかも、「㊦」の記号を付した価額は、チラシの対象店舗において当該商品について平常販売している価格であり、実際の販売価格が当該平常販売している価格に比べて安いかに表示しておりました。しかしながら、実際には、「㊦」の記号を付した価額は、チラシの対象店舗において当該商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものでした。

かかる表示は、当該商品の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

本件により、お客さまをはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社は今回の措置命令を真摯に受け止め、お客さまをはじめとする関係者の皆様からの信頼とご期待にお応えすべく、広告表現の見直しや景品表示法に関する研修を継続実施し、法令遵守に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成三十年二月十日

株式会社メガスポーツ
代表取締役社長 神谷 和秀